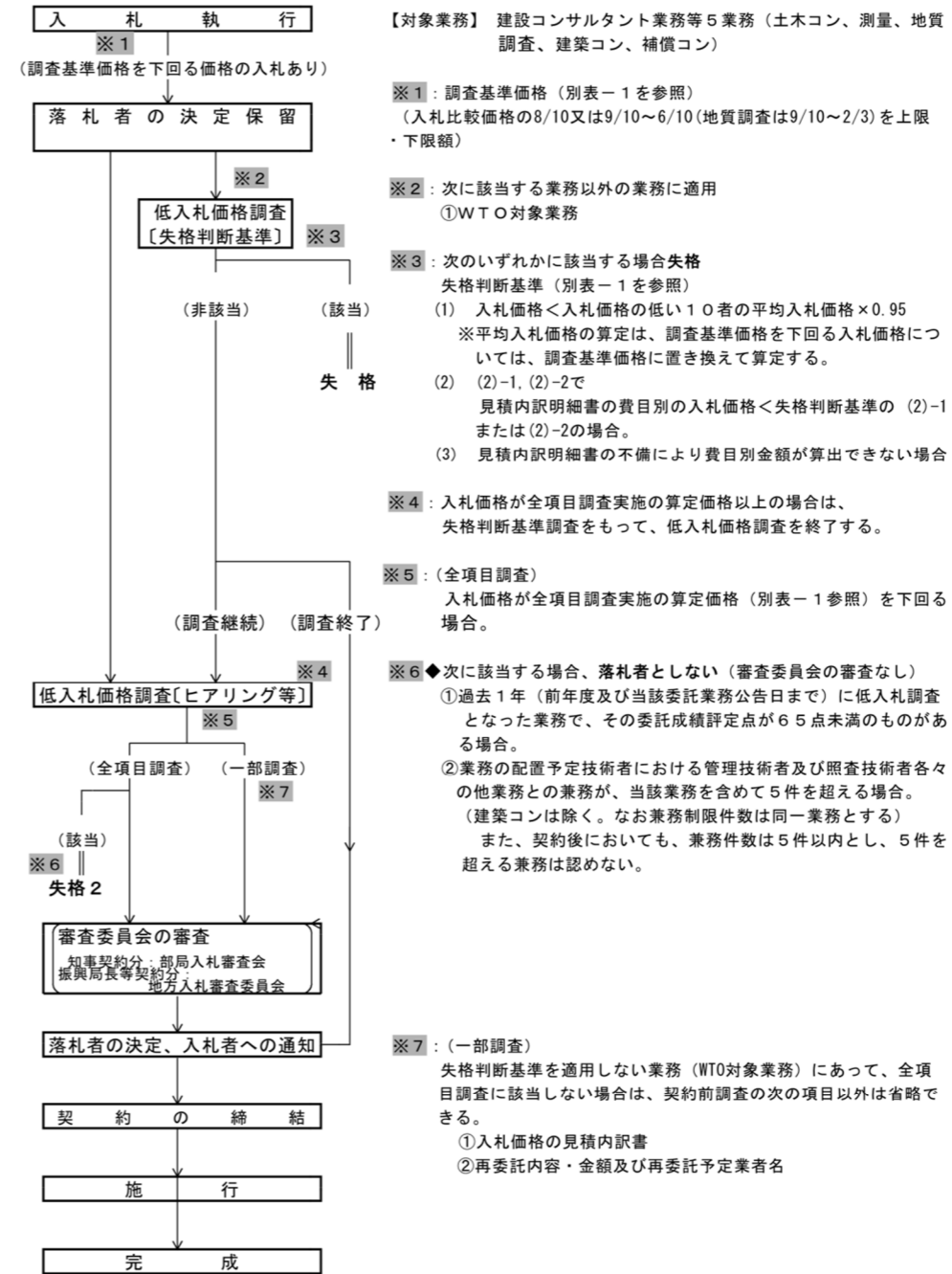
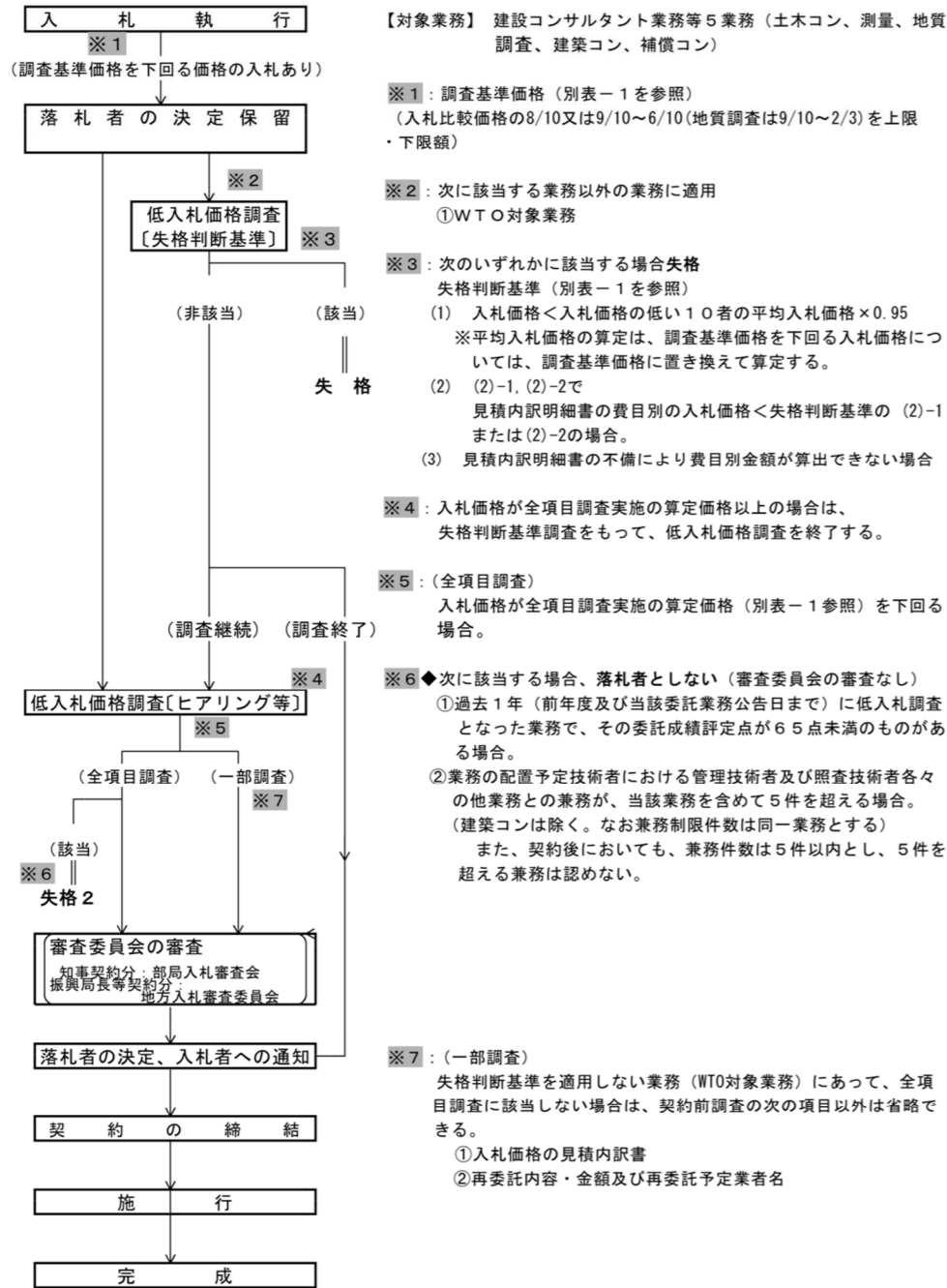


新	旧
<p style="text-align: center;"><b>秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領</b> (平成20年9月29日建管-1632)</p> <p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに<u>10分の6から10分の8</u>、10分の6から10分の9又は3分の2から10分の8(ただし、地質調査業務においては、3分の2から10分の9)の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>① 略</p> <p>②-1 略</p> <p>②-2 略</p> <p>③建築関係コンサルタント業務(工事監理含む)</p> <p>調査基準価格の範囲 <u>10分の6</u>から10分の8</p> <p>イ <u>直接人件費の額</u></p> <p>ロ <u>特別経費の額</u></p> <p>ハ <u>技術料等経費</u>及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額</p> <p>④-1 略</p> <p>④-2 略</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合であって、(1)~(4)に該当するものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。なお、(1)~(4)に示す、業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)-1 略</p> <p>(2)-2 略</p> <p>(3) 建築関係コンサルタント業務においては、入札価格が設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に<u>10分の9.5</u>を乗じて得た額、<u>技術料等経費</u>及び諸経費の合計の額に10分の6を乗じて得た額の</p>	<p style="text-align: center;"><b>秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領</b> (平成20年9月29日建管-1632)</p> <p>(調査基準価格の算定)</p> <p>第2条 要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに_____10分の6から10分の9又は3分の2から10分の8(ただし、地質調査業務においては、3分の2から10分の9)の範囲内で契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。</p> <p>(1) 略</p> <p>① 略</p> <p>②-1 略</p> <p>②-2 略</p> <p>③建築関係コンサルタント業務(工事監理含む)</p> <p>調査基準価格の範囲 <u>3分の2</u>から10分の8</p> <p>イ <u>直接人件費及び特別経費の合計に10分の9を乗じて得た額</u></p> <p>_____</p> <p>ロ <u>技術経費</u>_____及び諸経費の合計に10分の6を乗じて得た額</p> <p>④-1 略</p> <p>④-2 略</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合であって、(1)~(4)に該当するものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。なお、(1)~(4)に示す、業務ごとに定める額の合計額は、千円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)-1 略</p> <p>(2)-2 略</p> <p>(3) 建築関係コンサルタント業務においては、入札価格が設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に<u>10分の8.5</u>を乗じて得た額、<u>技術経費</u>_____及び諸経費の合計の額に10分の6を乗じて得た額の</p>

新	旧
<p>合計以上の場合。  (4)－1 略  (4)－2 略  5～10 略</p> <p><u>附 則 (令和2年3月30日、技管－808)</u>  <u>この要領は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第3条関係)  失格判断基準  調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 略  (2) 略  ① 略  ②－1 略  ②－2 略  ③建築関係コンサルタント業務  イ 設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に、<u>10分の9.0</u>を乗じて得た額を下回っていること。  ロ 設計上の<u>技術料等経費</u>及び諸経費の合計の額に、10分の6.0を乗じて得た額を下回っていること。  ④－1 略  ④－2 略  ⑤ 略  (3) 略</p>	<p>合計以上の場合。  (4)－1 略  (4)－2 略  5～10 略</p> <p>別表 (第3条関係)  失格判断基準  調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 略  (2) 略  ① 略  ②－1 略  ②－2 略  ③建築関係コンサルタント業務  イ 設計上の直接人件費及び特別経費の合計の額に、<u>10分の8.0</u>を乗じて得た額を下回っていること。  ロ 設計上の<u>技術経費</u>及び諸経費の合計の額に、10分の6.0を乗じて得た額を下回っていること。  ④－1 略  ④－2 略  ⑤ 略  (3) 略</p>

建設コンサルタント業務等低入札価格調査制度実施フロー図  
R2.4.1

建設コンサルタント業務等低入札価格調査制度実施フロー図  
H28.10.1



新

旧

別表-1

別表-1

業務	範囲	調査基準価格	失格判断基準 (1)	失格判断基準 (2)-1	失格判断基準 (2)-2	全項目調査
測量業務	6/10～ 9/10	直接測量費*1.0 測量調査費*1.0 諸経費*0.6	(※) 10者平均 *0.95	直接測量費*0.9 測量調査費*0.9	諸経費*0.4	直接測量費*0.95 測量調査費*0.95 諸経費*0.6
土木関係 及補償コ ンサルタ ント業務 (その他 原価・一 般管理費 タイプ)	6/10～ 9/10	直接人件費*1.0 直接経費*1.0 その他原価*0.9 一般管理費等*0.5	(※) 10者平均 *0.95	直接人件費*0.9 直接経費*0.9	その他原価*0.9 一般管理費等 *0.3	直接人件費*0.95 直接経費*0.95 その他原価*0.9 一般管理費等*0.5
土木関係 及び補償 コンサル タント業 務(諸経 費・技術 経費タイ プ)	2/3～ 8/10	直接業務費*0.9 (技術経費+諸 経費)*0.6	(※) 10者平均 *0.95	直接業務費*0.8	(技術経費+諸 経費)*0.6	直接業務費*0.85 (技術経費+諸 経費)*0.6
建築関係 コンサル タント業 務	6/10～ 8/10	直接人件費*1.0 特別経費*1.0 (技術料等経費+諸 経費)*0.6	(※) 10者平均 *0.95	(直接人件費+ 特別経費)*0.9	(技術料等経費 +諸経費)*0.6	(直接人件費+特 別経費)*0.95 (技術料等経費+ 諸経費)*0.6
地質調査 業務(解 析等調査 含まず)	2/3～ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5
地質調査 業務(解 析等調査 含む)	2/3～ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5 解析等調査業務費 *0.8	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4 解析等調査業務 費*0.7	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5 解析等調査業務費 *0.725

業務	範囲	調査基準価格	失格判断基準 (1)	失格判断基準 (2)-1	失格判断基準 (2)-2	全項目調査
測量業務	6/10～ 9/10	直接測量費*1.0 測量調査費*1.0 諸経費*0.6	(※) 10者平均 *0.95	直接測量費*0.9 測量調査費*0.9	諸経費*0.4	直接測量費*0.95 測量調査費*0.95 諸経費*0.6
土木関係 及補償コ ンサルタ ント業務 (その他 原価・一 般管理費 タイプ)	6/10～ 9/10	直接人件費*1.0 直接経費*1.0 その他原価*0.9 一般管理費等*0.5	(※) 10者平均 *0.95	直接人件費*0.9 直接経費*0.9	その他原価*0.9 一般管理費等 *0.3	直接人件費*0.95 直接経費*0.95 その他原価*0.9 一般管理費等*0.5
土木関係 及び補償 コンサル タント業 務(諸経 費・技術 経費タイ プ)	2/3～ 8/10	直接業務費*0.9 (技術経費+諸 経費)*0.6	(※) 10者平均 *0.95	直接業務費*0.8	(技術経費+諸 経費)*0.6	直接業務費*0.85 (技術経費+諸 経費)*0.6
建築関係 コンサル タント業 務	2/3～ 8/10	(直接人件費+特別 経費)*0.9 (技術料等経費+諸 経費)*0.6	(※) 10者平均 *0.95	(直接人件費+ 特別経費)*0.8	(技術料等経費+諸 経費)*0.6	(直接人件費+特 別経費)*0.85 (技術料等経費+ 諸経費)*0.6
地質調査 業務(解 析等調査 含まず)	2/3～ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5
地質調査 業務(解 析等調査 含む)	2/3～ 9/10	直接調査費*1.0 間接調査費*0.9 諸経費*0.5 解析等調査業務費 *0.8	(※) 10者平均 *0.95	直接調査費*0.9 間接調査費*0.8	諸経費*0.4 解析等調査業務 費*0.7	直接調査費*0.95 間接調査費*0.85 諸経費*0.5 解析等調査業務費 *0.725

(※) 平均入札価格の算定は、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。

(※) 平均入札価格の算定は、調査基準価格を下回る入札価格については、調査基準価格に置き換えて算定する。